

昭和四十二年七月十五日提出
質 問 第 六 号

大阪国際空港周辺テレビ受信者の受信料免除に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十二年七月十五日

提出者 原 健 三 郎

衆議院議長 石井光次郎 殿

大阪国際空港周辺テレビ受信者の受信料免除に関する質問主意書

大阪国際空港周辺の住民は、航空機の騒音等により、日常生活に多大の影響を受けているが、中でもテレビ受信に対する影響は甚大^{じん}で、画面のゆれ、声が聞きとれない等、正常なテレビ受信に障害を受けている現状である。ついては、次の諸点につき、政府の見解を承りたい。

一 放送法第三十二条第二項の趣旨はいかなるものであるか。N・H・K受信料免除基準の中に、自衛隊基地関係のテレビ受信料が免除されることになっているが、これはいかなる理由によるか。

二 大阪国際空港周辺のテレビ受信被害は、小牧空港等と同様のものであると考えられる。自衛隊、米軍基地周辺においては、受信料免除の措置が講ぜられているが、民間空港においても同様の措置がとられていないのはなぜか。ジェット機が就航し、現にテレビ受信障害のでてい

る民間空港周辺においては、今後受信料免除措置をとるべきだと思いがどうか。

三 昭和四十一年十二月十五日に航空審議会が答申した諮問第十二号に対する第一次追加答申（航空機騒音対策）の中で「空港周辺の一定範囲内におけるテレビ受信障害についても、適切な措置を検討すべきである。」と言っているが、政府はその後どのような措置をとってきたか。又、今後どのような対策を進めていく考えであるか。

右質問する。